

参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

岡山市長 大森 雅夫

記



1. 協議の場を設けた区域の範囲

東区東部第1地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○ 経営体数

法人10経営体

個人70経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地を集約しようとする場合は、地域の農地所有者の協力も得つつ、中間管理機構に貸し付けていく。

6. 地域農業の将来のあり方

○ 主な農産物は、ぶどう、梨、いちご、水稻・麦。

1 ぶどう

- ・ピオーネ等の主力品種の高品質を維持するために、栽培技術の高位平準化に取組む。
- ・次世代フルーツであるオーロラブラックの新たな改植を進める。
- ・青系高級ぶどうの優良品種の研究、導入を進める。
- ・消費者志向に合った品質向上と簡易被覆栽培によるコスト低減を図る。

2 梨

- ・愛宕・新高(にいたか)などの品質改良に努める。
- ・地元消費・地元発送を着実にして販売先の拡充を目指す。
- ・将来的にインターネットでの全国販売を進める。
- ・ヤーリー梨の「めずらしさ！香り・形・味」を前面に出し販売の推進に努める。

3 いちご

- ・はればれプラント(高設栽培)の普及拡大を図り、土耕栽培から切り替えて後継者の育成拡大をする。
- ・地元市場でのブランドを確立し、県外にも販路拡大を図る。

4 水稻・麦

- ・【米】温暖化による栽培環境の悪化のため、ヒノヒカリの代替品種として、産地適応品種の導入により、品質向上と減肥料栽培による環境にやさしい栽培を進める。
- ・【麦】登熟の早い品種の導入により収穫作業の前進化を図るとともに、収量及び品質向上により所得の向上を目指す。
- ・農地集積の一つの方法として、中間管理機構を必要に応じて活用していく。